

建設省定員内職員の増加に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和三十一年十二月二十日

田中 一

参議院議長 松野鶴平殿

## 建設省定員内職員の増加に関する質問主意書

一、建設省に在職する常勤労務者（通称・準職員という）及び常勤的非常勤職員（通称・補助員という）など、その職務内容、勤務状態が、ほぼ定員内職員と同じような職員は何名いるか。

その職種、在職年数の概略の構成区分は、どのようになつてゐるか。

また、これらの職員は、なぜこのように増加したのか、その理由を説明せよ。

二、建設省においては定員内職員と同じような定員外職員が二倍近く在職してゐるようであるが、現在、公務員制度の改正が研究、調査されている段階の中で、当面、昭和三十二年の建設省の定員数を決める場合、どのような条件が考慮されるのか。

公務員制度改正の方向のなかに事務、技術と技能、労務を分離する、或は技能、労務を公務員より除外するというような一案があると伝えられているが、建設省のような現業的業務にある省庁においては、このような、分割、除外は不適當と考えるが、どうか。

前項が、いまだ不明確な段階においても、定員内職員と同じような定員外職員の事務、技術については、制度改正に無関係に定員化すべきと考えられるが、どうか。

三、建設省における多数の定員外職員（常勤労務者、常勤的非常勤職員）の給与はすべて事業費支弁であるが、このような恒常的、監督的職務にある職員の給与は、国費の正常な用途の面からも、当然、行政部費から支出されるべきと考えるが、どうか。